

# 市有建築物耐震化緊急 5 力年計画

平成 19 年（2007 年）1 月

札幌市

## 1 計画の目的

- ・平成 18 年 1 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が改正施行され、これを受け、本市では現在、市内にある建築物の耐震性能向上に向けて、札幌市耐震改修促進計画の策定を進めている。
- ・今後、建築物の所有者等には、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識しながら、積極的に建築物の耐震化に取り組むことが求められる。
- ・特に本市が所有する市有建築物については、平常時の市民利用の観点はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められる。そこで、本計画は、旧耐震基準で建設された市有建築物について、それぞれの重要性や耐震性能を考慮のうえで、緊急かつ重点的に耐震化を進めるための短期計画として策定するものである。

## 2 市有建築物の耐震化の現状

- ・木造と構造計算が不要なものを除いた市有建築物（企業会計所管のものを除く。以下同じ）は、新耐震基準のものも含め、全体で 1,460 施設である。
- ・旧耐震基準で建設された施設の耐震診断については、災害時における応急活動の拠点となる施設など用途上重要なもの（「4 計画の内容」で ~ に示すもの）については全て実施済みであり、このうち所定の耐震基準を満たしていないものが、218 施設となっている。

## 3 計画期間

- ・平成 19 年度を初年度とする 5 年間（平成 19 年度～23 年度）とする。

## 4 計画の内容

- ・計画期間内に重点的に対象とする建物の範囲は、市有建築物のうち、災害時における応急活動の拠点となる施設、避難所施設、耐震改修促進法に定める多数の者が利用する特定建築物（以下「多数利用施設」という）とし、このうち耐震性能が特に低いもの（ $I_s < 0.3$  のもの）について、計画期間内に耐震化を行う。

### 耐震改修促進法で規定する多数の者が利用する特定建築物

建築物の区分	規 模
・幼稚園又は保育所	階数が 2 以上で、かつ、床面積の合計が 500m <sup>2</sup> 以上
・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校又は養護学校 ・老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数が 2 以上で、かつ、床面積の合計が 1,000m <sup>2</sup> 以上
・体育館	床面積の合計が 1,000m <sup>2</sup> 以上
・上記以外の耐震改修促進法で規定する多数の者が利用する建築物	階数が 3 以上で、かつ、床面積の合計が 1,000m <sup>2</sup> 以上（法改正前と同じ）

- ・本市が建物の一部を所有している区分所有建物については、区分所有者との共同事業により耐震化を実施する必要があることから、協議が整ったものから順次耐震化を実施する。
- ・耐震化の手法は、原則として耐震改修とする。ただし、建設年次や老朽化の状況、あるいは存廃を含めた施設のあり方等も検討のうえ、建替や解体など、改修以外の手法を選択する場合もある。
- ・応急活動の拠点となる施設については、耐震改修にあたって基準値の割増しを行い、より高い耐震性能を確保する。

	耐震基準を満たさないもの			計	新耐震を含む 施設総数
	応急活動の拠点となる施設、 避難所施設、多数利用施設		計		
	Is < 0.3	0.3 Is < 目標値( )			
一般施設	12	26	38	1,130 施設 330 校	
学校施設	52	128	180		
計	64	154	218		

( ) 目標値は、基準値 0.6 に建物用途による割増し等を行って設定。

- ・太線で囲んだ部分が本計画の対象施設数である。
- ・一般施設は施設数、学校施設は校数。
- ・市が建物の一部を所有している施設で区分所有者と協議継続中のものは、施設数に含んでいない。

## 5 その他

- ・現在策定中の札幌市耐震改修促進計画では、平成 27 年度までの公共建築物の耐震化目標の設定を予定しており、その達成に向け計画的な耐震化が求められる。
- ・本計画では耐震性能が特に低い建築物に限って対象としているが、その他耐震化が必要な市有建築物についても、札幌市耐震改修促進計画をふまえ、建物用途、耐震性能を勘案しながら、引き続き計画的に耐震化を進める。

### Is (構造耐震指標) について

- ・既存建物の耐震診断において算定する建物の耐震性能を表す指標のひとつ。一般にこの数値が大きいほど耐震性能が高い。耐震改修促進法で定められた一定の数値を満たす必要があり、基準値 0.6 が基本となっている。(個別の判定にあたっては、建物用途による割増しや、地域による低減(札幌市では 1 割低減)を行い目標値を設定する。)
- ・新築の建物に適用される必要保有水平耐力に対する保有水平耐力の比 (Qu / Qun : 基準値 1.0) とは異なるので、混同しないように注意が必要。

Is の基準値は 0.6 であり、Is が 0.3 ということは基準値の半分であることを意味する。本計画では、緊急計画の境目として基準値の半分である 0.3 を採用した。

## 6 対象施設一覧

建築物の区分		平成 19 年度～23 年度に耐震化 (本計画の対象)	引き続き計画的に耐震化 (本計画の対象外)
		Is < 0.3	0.3 Is < 目標値
応急活動の拠点となる施設		<b>5 施設</b> 北区役所別館、豊平区役所、南区役所、中央消防署大通出張所、南消防署	<b>12 施設</b> 中央区役所、北区役所、白石区役所、西区役所、東区役所、白石保健センター、南保健センター、北消防署、北消防署篠路出張所、東消防署北栄出張所、豊平消防署美園出張所、西消防署琴似出張所
避難所施設	一般施設	<b>6 施設</b> 南区定山溪出張所、白石区白菊会館、中央体育館、中央勤労青少年ホーム、ポプラ勤労青少年ホーム、豊平勤労青少年ホーム	<b>7 施設</b> 北区民センター、東区民センター分室、白石区民センター、南区民センター、豊平区民センター、豊水まちづくりセンター、厚別区体育館
	学校施設	<b>52 校</b> (小学校) 大倉山、幌西、桑園、中央、幌北、光陽、篠路西、新琴似西、栄北、栄南、東光、北光、明園、元町北、東橋、北郷、平和通、青葉、共栄、しらかば台、西岡、東山、平岸西、北野、石山、真駒内曙、真駒内緑、真駒内南、南の沢、藻岩、琴似、八軒、山の手、手稲中央 (中学校) 向陵、新琴似、新琴似北、札幌、美香保、北白石、信濃、もみじ台、月寒、北野、真駒内、真駒内曙、藻岩、琴似、西陵、発寒 (高等学校) 清田 (養護学校) 山の手	<b>128 校</b> (小学校) 幌南、三角山、二条、日新、緑丘、山鼻、北九条、篠路、新川、新川中央、新光、新琴似北、新琴似緑、新琴似南、新陽、太平、拓北、屯田、屯田南、茨戸、北陽、北、栄西、栄東、札幌、札幌北、苗穂、中沼、伏古、本町、美香保、大谷地、上白石、川北、菊水、北白石、幌東、白石、南郷、西白石、東札幌、東白石、東米里(小中)、北都、本通、南白石、上野幌、小野幌、ひばりが丘、みずほ、もみじ台、もみじ台西、もみじ台南、月寒、月寒東、豊平、中の島、西岡南、羊丘、平岸、福住、みどり、南月寒、北野台、清田、清田南、三里塚、石山南、駒岡、定山溪、澄川、澄川西、豊滝、藤野、真駒内、簾舞、藻岩北、琴似中央、西、西野、西野第二、二十四軒、八軒西、発寒、発寒西、発寒東、発寒南、福井野、手稲北、手稲西、手稲山口、富丘、前田、前田北 (中学校) 柏、啓明、中央、中島、光陽、篠路、新川、太平、屯田中央、北辰、栄、栄南、札幌、北栄、元町、幌東、北都、もみじ台南、西岡、東月寒、清田、石山、澄川、簾舞、手稲東、西野、手稲、手稲西、稲陵 (高等学校) 新川、開成、平岸、啓北商業、藻岩
多数利用施設		<b>1 施設</b> 中島体育センター	<b>7 施設</b> 菊寿園、市営住宅美香保団地(7号棟、8号棟)、市営住宅光星団地(2号棟、4号棟、6号棟)、青少年科学館
施設数		6 4	1 5 4

・複合用途を有する施設については代表的な施設名を表す。

・市が建物の一部を所有している施設で区分所有者と協議継続中のものは含んでいない。